

令和5年第3回

おいらせ町教育委員会定例会

おいらせ町教育委員会

令和5年第3回おいらせ町教育委員会定例会日程

令和5年3月23日（木）午後3時
おいらせ町役場分庁舎 402会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

署名委員

署名委員

3 会期の決定 令和5年3月23日（木） 日間

4 教育長報告

5 各課報告

① 学務課

② 社会教育・体育課

6 付議案件

議案第 1 号 おいらせ町外国語指導助手の任用について

議案第 2 号 おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

議案第 3 号 おいらせ町教育委員会県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について

議案第 4 号 おいらせ町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 5 号 おいらせ町教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則について

議案第 6 号 おいらせ町民プール条例施行規則の一部を改正する規則について

議案第 7 号 おいらせ町教職員住宅管理条例施行規則を廃止する規則について

議案第 8 号 おいらせ町教育相談員設置要綱等の一部を改正する訓令について

議案第 9 号 おいらせ町学校栄養教員の服務の取扱いの特例に関する要綱を廃止する訓令について

議案第 10 号 おいらせ町通学路安全推進協議会設置要綱の一部を改正する告示について

議案第 11 号 おいらせ町立小・中学校創立記念事業等補助金交付要綱等を廃止する告示について

議案第 12 号 行政財産の用途廃止について

議案第 13 号 令和4年度おいらせ町スポーツ賞被表彰者の決定について

7 協議事項

8 報告事項

- | | |
|---------|--------------------------------|
| 報告第 1 号 | おいらせ町子ども読書活動推進計画について |
| 報告第 2 号 | おいらせ町スポーツ推進計画について |
| 報告第 3 号 | 令和5年度おいらせ町教育委員会会計年度任用職員の任用について |
| 報告第 4 号 | 令和5年第1回おいらせ町議会定例会報告について |

9 その他

教育委員会定例会 3月教育長報告

令和5年3月23日

(報告事項)

日	曜日	行 事 名
1	水	町表彰式（みなくる館） 記念特別展セレモニー（王将館）
2	木	議会（開会） 町生徒指導連絡協議会
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	議会（一般質問） 教委打合せ
7	火	議会（議案審議）
8	水	議会（予算特別委員会・閉会）
9	木	
10	金	
11	土	古墳館6周年記念式典
12	日	
13	月	教委打合せ 放課後子どもプラン運営委員会 第1回町防災会議
14	火	木ノ下中学校卒業式 図書館協議会
15	水	いちょうマラソン大会実行委員会
16	木	政策会議 管内教育長会議 社会教育委員会議 校長面談
17	金	木ノ下小学校卒業式
18	土	
19	日	
20	月	教委打合せ
21	火	
22	水	百石小学校卒業式 将棋まちづくり実行委員会
23	木	教頭会 教育委員会定例会
24	金	コミュニティスクール準備会議（下田小学校）
25	土	
26	日	
27	月	教委打合せ
28	火	上北地方教育福祉事務組合教育長会議
29	水	
30	木	
31	金	退職辞令交付式 新任教頭辞令交付式・退職辞令交付式

※ 上記記載の「教委」は教育委員会事務局を、「コロナ」は新型コロナウイルス感染症を略したものです。

[その他]

3月・4月行事予定及び報告事項

< 3月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
14日	火	町立3中学校卒業式	各校
17日	金	下田・木内々・木ノ下・甲洋小学校卒業式	各校
22日	水	百石小学校卒業式	百石小学校
23日	木	教頭会	分庁舎
		教育委員会定例会	分庁舎

< 4月 >

日	曜日	行 事 等	場所等
7日	金	町立小・中学校入学式	各校
11日	火	校長会	みなくる館
25日	火	教頭会	分庁舎
27日	木	教育委員会定例会	分庁舎

3月・4月行事予定及び報告事項

【社会教育関係】

3月	行事名	場所
1日(水)	大山康晴15世名人生誕100年記念特別展オープニングセレモニー	大山将棋記念館
13日(月)	第3回放課後子どもプラン運営委員会	東公民館
14日(火)	第3回おいらせ町立図書館協議会	みなくる館
16日(木)	文化協会三役会 第3回社会教育委員会議	分庁舎 東公民館
22日(水)	将棋まちづくり実行委員会	東公民館

4月	行事名	場所
15日(土)	文化協会定例総会	みなくる館
15日(土)	子ども会育成連合会総会	中央公民館
26日(水)	連合婦人会総会	東公民館
中旬以降	青少年育成町民会議総会	未定

その他の事項(事務連絡等)

- ◆大山康晴15世名人生誕100年記念特別展 期間:3/1(水)～5/7(日)、場所:大山将棋記念館
- ◆町民会議横断旗点検 期間:4/3(月)～4/7(金) 場所:町内
- ◆阿光坊古墳館「新収蔵展」 期間:4/29(土)～6/25(日)

3月・4月行事予定及び報告事項

【体育振興関係】

3月	行事名	場所
14日（火）	スポーツ協会三役会	分庁舎
15日（水）	いちょうマラソン大会実行委員会	東公民館
17日（金）	スポーツ協会理事会	みなくる館

4月	行事名	場所
12日（水）	スポーツ少年団総会	みなくる館
13日（木）	スポーツ協会総会	月見旅館
16日（日）	町民スポーツの日（施設無料開放デー）	町民交流センター いちょう公園体育館
未定	2大会実行委員会（県民・町民駆伝）	未定

その他の事項（事務連絡等）

議案第 1 号

おいらせ町外国語指導助手の任用について

おいらせ町外国語指導助手（ALT）について、おいらせ町外国語指導助手設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第5号）に基づき、次のとおり任用する。

氏名	性別	生年月日	令和5年度任用期間	備考
ジョング・エリック	男	[REDACTED]	令和5年4月1日から 令和5年7月28日まで	4年目 後半任期
ハーグマン・タイラー	男	[REDACTED]	令和5年4月1日から 令和5年7月31日まで	1年目 後半任期
ヴォ・スウングーン	男	[REDACTED]	令和5年4月1日から 令和5年8月1日まで	1年目 後半任期

令和5年3月23日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

外国語指導助手の任期満了に伴い、任期を更新するため提案するものである。

議案第 2 号

おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

令和 5 年度のおいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（平成 18 年おいらせ町教育委員会規則第 12 号）に基づき、別紙のとおり委嘱する。

令和 5 年 3 月 23 日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

令和 5 年度の町内小中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するため提案するものである。

おいらせ町立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

1 氏名等

職名	区分	氏名	性別	生年月日	住所	担当校
学校医	内科医	渡邊 珠夫 (下田診療所)	男	[REDACTED]	[REDACTED]	下田小、木内々小 下田中、木ノ下中
学校医	内科医	石田 正実 (石田温泉病院)	男	[REDACTED]	[REDACTED]	木ノ下小、百石小 甲洋小、百石中
学校歯科医	歯科医	木村 英敏 (木村歯科医院)	男	[REDACTED]	[REDACTED]	木内々小、百石小 甲洋小
学校歯科医	歯科医	昆 麻子 (昆歯科医院)	女	[REDACTED]	[REDACTED]	下田中 百石中
学校歯科医	歯科医	後村 誠 (あとむら歯科医院)	男	[REDACTED]	[REDACTED]	下田小 木ノ下中
学校歯科医	歯科医	目時 亨 (めとき歯科医院)	男	[REDACTED]	[REDACTED]	木ノ下小
学校薬剤師	薬剤師	小池 智彦	男	[REDACTED]	[REDACTED]	木ノ下中
学校薬剤師	薬剤師	嶋脇 博子	女	[REDACTED]	[REDACTED]	木内々小 甲洋小
学校薬剤師	薬剤師	立花 央士	男	[REDACTED]	[REDACTED]	木ノ下小 百石中
学校薬剤師	薬剤師	藤田 泰子	女	[REDACTED]	[REDACTED]	下田小
学校薬剤師	薬剤師	石村 恭一	男	[REDACTED]	[REDACTED]	下田中
学校薬剤師	薬剤師	田中 栄	女	[REDACTED]	[REDACTED]	百石小

※ 学校薬剤師の所属は、八戸市学校薬剤師会

2 委嘱期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

議案第 3 号

おいらせ町教育委員会県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について

おいらせ町教育委員会県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則を別紙のとおり定める。

令和5年3月23日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

学校における教職員の職務に専念する義務の特例に関し必要となる事項を定めるため提案するものである。

おいらせ町教育委員会県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、おいらせ町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成18年おいらせ町条例第33号）第2条第3号の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(特例)

第2条 前条の特例は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
- (2) 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
- (4) 法第49条の2の規定による審査請求をし、及びその審理に出頭する場合
- (5) 法第55条第11項の規定による不満を表明し又は意見を申し出る場合
- (6) 町行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
- (7) 休職その他これに類するものとしての勤務しない事について特に認める規定による場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認める場合

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 4 号

おいらせ町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

おいらせ町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成19年おいらせ町教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和5年3月23日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

おいらせ町教育委員会県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定に伴い、所要の改正をするため提案するものである。

おいらせ町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

おいらせ町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成19年おいらせ町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第33条中「(平成18年おいらせ町条例第33号)」の次に「及びおいらせ町教育委員会県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（令和5年おいらせ町教育委員会規則第号）」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 5 号

おいらせ町教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する
規則について

おいらせ町教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第8号）の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和5年3月23日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正が施行されることに伴い、新たに町条例が制定されることから委任元となる条例の題名を改めるため提案するものである。

おいらせ町教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

おいらせ町教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

本則中「おいらせ町個人情報保護条例（平成18年おいらせ町条例第9号）」を「おいらせ町個人情報保護法施行条例（令和5年おいらせ町条例第1号）」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 6 号

おいらせ町民プール条例施行規則の一部を改正する規則について

おいらせ町民プール条例施行規則（平成30年おいらせ町教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則を別紙のとおり定める。

令和5年3月23日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

おいらせ町民プール使用料及び開館期間の見直しに係る規則の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町民プール条例施行規則の一部を改正する規則

おいらせ町民プール条例施行規則（平成30年おいらせ町教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「10月1日」を「9月16日」に、「5月31日」を「6月14日」に改める。

第7条を第8条とし、第6条中「条例第5条」を「条例第6条」に、「条例第7条」を「条例第8条」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第6条 条例第5条の規定による使用料の減免は、次のとおりとする。

- (1) 町又は教育委員会が主催し、又は共催するスポーツ活動を利用する場合 使用料の全額
 - (2) 町内の特定教育・保育施設、小学校、中学校が教育活動等を目的として利用する場合 使用料の全額
 - (3) その他教育長が特に適当であると認めた場合 教育長が定める額
- 2 前項の使用料の減免を受けようとする場合は、事前に教育委員会から、その許可を受けなければならない。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 7 号

おいらせ町教職員住宅管理条例施行規則を廃止する規則について

おいらせ町教職員住宅管理条例施行規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第13号）を廃止する規則を別紙のとおり定める。

令和5年3月23日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

教職員の入居希望状況及び老朽化により、おいらせ町教職員住宅管理条例が廃止されることに伴い、関係する規則を廃止するため提案するものである。

おいらせ町教職員住宅管理条例施行規則を廃止する規則

おいらせ町教職員住宅管理条例施行規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第13号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 8 号

おいらせ町教育相談員設置要綱等の一部を改正する訓令について

おいらせ町教育相談員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第4号）等の一部を改正する訓令を別紙のとおり定める。

令和5年3月23日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

青森県の非常勤事務員の給与等取扱要綱の一部改正に伴い、おいらせ町パートタイム会計年度任用職員設置要綱の一部改正が行われることから、教育委員会が任用するパートタイム会計年度任用職員の報酬額及び規定の字句等の整理を行う改正をするため提案するものである。

おいらせ町教育相談員設置要綱等の一部を改正する訓令

(おいらせ町教育相談員設置要綱の一部改正)

第1条 おいらせ町教育相談員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(平成18年おいらせ町条例第34号)（以下「勤務時間等条例」という。）」を「(平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。)」に、「(平成18年おいらせ町条例第43号)（以下「給与条例」という。）」を「(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)」に改め、「掲げる職員」の次に「うち児童生徒及び保護者等からの教育に関する相談に携わる職員」を加える。

第2条第1項中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第3条第1項中「(別記様式第1号)」を「(様式第1号)」に改める。

第5条第2項中「(別記様式第2号)」を「(様式第2号)」に改める。

第6条第2項中「および」を「及び」に改める。

第7条中「204,000円」を「207,400円」に改める。

第9条第1項中「及び年末年始」を「、年末年始」に改める。

第10条第1項中「その他任命権者」を「及びその他教育委員会」に改める。

第13条第3項中「その他の支給方法」を「及びその他の支給方法」に、「、休日勤務手当」を「及び休日勤務手当」に改める。

第18条第1項中「商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）」を「営利企業」に、「任命権者」を「教育委員会」に、「(別記様式第3号)」を「(様式第3号)」に改め、同条第2項中「任命権者」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「やめた」を「辞めた」に、「任命権者」を「教育委員会」に、「(別記様式第4号)」を「(様式第4号)」に改める。

第20条第3項中「及び方法に関する事項」の次に「並びに」を加える。

第22条中「要綱」を「訓令」に、「教育長」を「教育委員会」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

区分	事由	期間	単位	有給無給の別
特別休暇	生理日における腹痛、腰痛又は頭痛等で、勤務することが著しく困難であると教育相談員が申し出たもの	2日以内の期間。ただし、当該教育相談員の申出により更に引き続き休暇を承認した場合にはその期間	1日又は1時間	無給
	選挙等休暇	教育相談員が選挙権その他公民主としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	有給
	証人等休暇	教育相談員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出席する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
	骨髓移植休暇	教育相談員が骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
	結婚休暇（任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育	結婚前5日から結婚後1年の期間内において連続する7日（その者の勤務時間考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間（週休日等含む） 結婚の日とは、婚姻の届出をした場合のほか、事実上の婚姻関係	有給	

相談員に限る。)		に入った日又は結婚に伴い行われる結婚式、新婚旅行等の諸行事を行った日のうちいちずか早い日をいう。																									
出生サポート休暇（任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	教育相談員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該通院等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間	有給																								
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である教育相談員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	有給																								
産後休暇	教育相談員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した教育相談員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）	有給																								
配偶者出産休暇（任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	教育相談員が妻（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の時間	有給																								
育児休暇（任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	生後満1年に達しない子を育てる教育相談員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の教育相談員にあっては、その子の当該教育相談員以外の親が当該教育相談員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）	有給																								
育児参加休暇（任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	教育相談員の妻（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する教育相談員が、これらとの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間	有給																								
子の看護休暇（任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	中学校卒業までの子（配偶者の子を含む。）を養育する教育相談員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかるその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年において5日（中学校卒業までの子が2人以上の場合は10日。（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間）	無給 1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。																								
短期介護休暇（任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	要介護者の介護、要介護者の通院等の付添、要介護者が介護サービスの提供受けるために必要な手手続きの代行その他の要介護者必要な世話をを行う教育相談員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日。（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間）																									
忌引休暇（任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る。）	教育相談員の親族（次表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、教育相談員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母</td> <td>3日（教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>おじ又はおば</td> <td>1日（教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）</td> </tr> <tr> <td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td> <td>3日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）</td> </tr> <tr> <td>子の配偶者又は配偶者の子</td> <td>1日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）</td> </tr> <tr> <td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td>1日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>		親族	日数	配偶者	10日	父母	7日	祖父母	3日（教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	1日（教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）	子の配偶者又は配偶者の子	1日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日
親族	日数																										
配偶者	10日																										
父母	7日																										
祖父母	3日（教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）																										
孫	1日																										
兄弟姉妹	3日																										
おじ又はおば	1日（教育相談員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）																										
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）																										
子の配偶者又は配偶者の子	1日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）																										
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教育相談員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）																										
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																											
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日																										
夏季休暇（任用期間6箇月以上の教育相談員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談員に限る）	教育相談員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康維持及び普段又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年の6月から10月までの期間内における、週休日、時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する2日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間 ただし、分割して使用することができるものとする。	有給																								
現住居の流失等の休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、教育相談員が勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 教育相談員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該教育相談員がその復旧作業等を行ひ、又は一時的に避難しているとき。 (2) 教育相談員及び当該教育相談員と同一の世帯に属する者の生活に必	7日の範囲内の期間（週休日等勤務を要しない日を含む日数）	有給																								

		必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教育相談員以外にそれらの確保を行うことができないとき。		
	出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	有給
	退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、教育相談員が退勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
	介護休暇	教育相談員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えてかつ、9日を超えない範囲で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1)1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている教育相談員で1年間の勤務日が121日以上であるもの (2)当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して9日を経過する日から6月を経過する日までにその任用期間が満了すること及び教育相談員に引き続き採用されないことが明らかでないもの	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間 ただし、1時間は単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間 (当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内
	介護時間	教育相談員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係わる指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている教育相談員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間（当該教育相談員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた額）を超えない範囲で必要と認められる時間	30分 ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内

備考

1 特別休暇の単位は、1日又は1時間とし、7時間をもって1日とする。

別記様式第1号中「別記様式第1号 年間任用計画書（第3条関係）」を「様式第1号（第3条関係）」に改める。

別記様式第2号中「別記様式第2号 勤務計画表（第5条関係）」を「様式第2号（第5条関係）」に改める。

別記様式第3号中「別記様式第3号 営利企業等従事届（第18条関係）」を「様式第3号（第18条関係）」に改め、「任命権者」を削る。

別記様式第4号中「別記様式第4号 営利企業等離職届（第18条関係）」を「様式第4号（第18条関係）」に改め、「任命権者」を削る。

（おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱の一部改正）

第2条 おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「訓令」に、「(平成18年おいらせ町条例第34号)（以下「勤務時間等条例」という。）」を「(平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。)」に、「(平成18年おいらせ町条例第43号)（以下「給与条例」という。）」を「(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)」に、「掲げる職員のうち特別支援教育支援員」を「掲げる職員のうち教育上特別な支援を必要とする児童生徒に学習指導等の支援をする職員」に改める。

第2条第1項中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第3条第1項中「(別記様式第1号)」を「(様式第1号)」に改める。

第5条第2項中「(別記様式第2号)」を「(様式第2号)」に改める。

第13条第2項中「切捨てとする」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「(いずれも円未満は切捨てとする。)」を削り、同項第1号ア中「1箇月とする」を「1月とする。」に改める。

第16条第1項中「商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）」を「営利企業」に、「任命権者」を「教育委員会」に、「(別記様式第3号)」を「(様式第3号)」に改め、同条第2項中「任命権者」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「やめた」を「辞めた」に、「任命権者」を「教育委員会」に、「(別記様式第4号)」を「(様式第4号)」に改める。

第18条中「(別記様式第5号)」を「(様式第5号)」に、「(別記様式第6号)」を「(様式第6号)」に、「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第19条第3項中「及び方法に関する事項」の次に「並びに」を加える。

第22条中「要綱」を「訓令」に、「教育長」を「教育委員会」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

区分	事由	期間	単位	有給無給の別
特別休暇	生理休暇	生理日における腹痛、腰痛又は頭痛等で、勤務することが著しく困難であると特別支援教育支援員が申し出たもの	2日以内の期間。ただし、当該特別支援教育支援員の申出により更に引き続 き休暇を承認した場合にはその期間	1日又は1時間 無給
	選挙等休暇	特別支援教育支援員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	有給
	証人等休暇	特別支援教育支援員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
	骨髄移植休暇	特別支援教育支援員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
結婚休暇（任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。）	特別支援教育支援員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚前5日から結婚後1年の期間内において連続する7日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間（連休日等含む） 結婚の日とは、婚姻の届出をした場合のほか、事实上の婚姻関係に入った日又は結婚に伴い行われる結婚式、新婚旅行等の諸行事を行った日のうちいずれか早い日をいう。		有給
	出生サポート休暇（任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。）	特別支援教育支援員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該病院等が体外受精等他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない特別支援教育支援員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間	有給
産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である特別支援教育支援員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間		有給
産後休暇	特別支援教育支援員が出産した場合	出産の日の翌日から3週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した特別支援教育支援員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）		有給
配偶者出産休暇（任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。）	特別支援教育支援員が妻（届出をしないが事实上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない特別支援教育支援員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の時間		有給
育児休暇（任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。）	生後満1年に達しない子を育てる特別支援教育支援員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の特別支援教育支援員にあっては、その子の当該教特別支援教育支援員以外の親が当該特別支援教育支援員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）		有給
育児参加休暇（任用期間	特別支援教育支援員の妻（届出をしな	当該期間内における5日の範囲内の期間		有給

	6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	いが事実上の姉妹關係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する特別支援教育支援員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合																											
	子の看護休暇(任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	中学校卒業までの子(配偶者の子を含む。)を養育する特別支援教育支援員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年のにおいて5日(中学校卒業までの子が2人以上の場合にあっては10日。(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。 無給																									
	短期介護休暇(任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	要介護者の介護、要介護者の通院等の付添、要介護者が介護サービスの提供受けるために必要な手続の代行その他の要介護者必要な世話をを行う特別支援教育支援員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年のにおいて5日(要介護者が2人以上の場合にあっては10日。(その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間)の範囲内の期間)	1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。																									
	忌引休暇(任用期間6箇月以上の特別支援教育支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する特別支援教育支援員に限る。)	特別支援教育支援員の親族(次表の親族欄に掲げる親族に限る。)が死亡した場合で、特別支援教育支援員が弔慰、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母</td> <td>3日(特別支援教育支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>おじ又はおば</td> <td>1日(特別支援教育支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)</td> </tr> <tr> <td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td> <td>3日(特別支援教育支援員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)</td> </tr> <tr> <td>子の配偶者又は配偶者の子</td> <td>1日(特別支援教育支援員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)</td> </tr> <tr> <td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td>1日(特別支援教育支援員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> <td></td> </tr> <tr> <td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ 若しくはおば</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>		親族	日数	配偶者	10日	父母	7日	祖父母	3日(特別支援教育支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	1日(特別支援教育支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(特別支援教育支援員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)	子の配偶者又は配偶者の子	1日(特別支援教育支援員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(特別支援教育支援員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ 若しくはおば	1日	有給
親族	日数																												
配偶者	10日																												
父母	7日																												
祖父母	3日(特別支援教育支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)																												
孫	1日																												
兄弟姉妹	3日																												
おじ又はおば	1日(特別支援教育支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)																												
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日(特別支援教育支援員と生計を一にしていた場合にあっては、7日)																												
子の配偶者又は配偶者の子	1日(特別支援教育支援員と生計を一にしていた場合にあっては、5日)																												
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日(特別支援教育支援員と生計を一にしていた場合にあっては、3日)																												
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																													
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ 若しくはおば	1日																												
	現住居の滅失等の休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、特別支援教育支援員が勤務しないことが相当であると認められる場合 (1)特別支援教育支援員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該特別支援教育支援員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2)特別支援教育支援員及び当該特別支援教育支援員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該特別支援教育支援員以外にそれらの確保を行うことができないと。	7日の範囲内の期間(週休日等勤務を要しない日を含む日数)	有給																									
	出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通事故の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	有給																									
	退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通事故の事故等に際して、特別支援教育支援員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合																											
	介護休暇	特別支援教育支援員が要介護者の介護をするため、一日継続する状態ごとに、3回を超える、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1)1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日が21日以上であるもの (2)当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにその任用期間が満了すること及び特別支援教育支援員に引き続き採用されないことが明らかでないもの	指定期間内において必要と認められる期間	1日又は1時間ただし、1時間を単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内	無給																								

介護時間	特別支援教育支援員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係わる指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている特別支援教育支援員で1年間の勤務日が121日以上あるもの	当該連続する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間（当該特別支援教育支援員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた額）を超えない範囲で必要と認められる時間	30分 ただし、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については、当該連続した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内	無給
------	--	---	---	----

備考

- 1 特別休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 2 1日を単位として使用する場合は、勤務計画表にある1日の勤務時間をもって1日とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第7条関係）

職種	号給	基準月額	経験年数
特別支援教育支援員	1	150,100円	3月末満
	2	151,200円	3月以上6月末満
	3	152,400円	6月以上9月末満
	4	153,500円	9月以上12月末満
	5	154,600円	12月以上

別記様式第1号中「別記様式第1号 年間任用計画書（第3条関係）」を「様式第1号（第3条関係）」に改める。

別記様式第2号中「別記様式第2号 勤務計画表（第5条関係）」を「様式第2号（第5条関係）」に改める。

別記様式第3号中「別記様式第3号 営利企業等従事届（第16条関係）」を「様式第3号（第16条関係）」に改め、「任命権者」を削る。

別記様式第4号中「別記様式第4号 営利企業等離職届（第16条関係）」を「様式第4号（第16条関係）」に改め、「任命権者」を削る。

別記様式第5号中「別記様式第5号 出勤簿（第18条関係）」を「様式第5号（第18条関係）」に改める。

別記様式第6号中「別記様式第6号 勤務状況報告書（第18条関係）」を「様式第6号（第18条関係）」に改める。

（おいらせ町教育相談支援員設置要綱の一部改正）

第3条 おいらせ町教育相談支援員設置要綱（令和2年おいらせ町教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「訓令」に、「(平成18年おいらせ町条例第34号)（以下「勤務時間等条例」という。）」を「(平成18年おいらせ町条例第34号。以下「勤務時間等条例」という。)」に、「(平成18年おいらせ町条例第43号)（以下「給与条例」という。）」を「(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)」に、「掲げる職員のうち教育相談支援員」を「掲げる職員のうち教育上特別な支援を必要とする児童生徒に教育相談等の支援をする職員」に改める。

第2条第1項中「任命権者」を「教育委員会」に改める。

第3条第1項中「(別記様式第1号)」を「(様式第1号)」に改める。

第5条第2項中「(別記様式第2号)」を「(様式第2号)」に改める。

第6条第5項を次のように改める。

5 年次有給休暇の日数のうち、当該教育相談支援員の任用の日の属する会計年度中

に与えられなかつた日数（以下この項および次項において「残日数」という。）があり、かつ、当該教育相談支援員が翌年度に引き続いて任用された場合は、残日数を翌年度に繰り越すことができる。ただし、繰り越された残日数は、再度繰り越すことはできない。

第7条中「1, 090円」を「1, 117円」に改める。

第12条第2項第1号ア中「1箇月とする」を「1月とする。」に改める。

第15条第1項中「商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）」を「営利企業」に、「任命権者」を「教育委員会」に、「（別記様式第3号）」を「（様式第3号）」に改め、同条第2項中「任命権者」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「やめた」を「辞めた」に、「任命権者」を「教育委員会」に、「（別記様式第4号）」を「（様式第4号）」に改める。

第17条中「（別記様式第5号）」を「（様式第5号）」に、「（別記様式第6号）」を「（様式第6号）」に、「所属長」を「教育委員会」に改める。

第18条第3項中「及び方法に関する事項」の次に「並びに」を加える。

第20条中「要綱」を「訓令」に、「教育長」を「教育委員会」に改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

区分	事由	期間	単位	有給無給の別
特別休暇	生理休暇	生理日における腹痛、腰痛又は頭痛等で、勤務することが著しく困難であると教育相談支援員が申し出たもの	2日以内の期間。ただし、当該教育相談支援員の申出により更に引き続き休暇を承認した場合にはその期間	1日又は1時間 無給
	選挙等休暇	教育相談支援員が選挙権その他の公民主としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	有給
	証人等休暇	教育相談支援員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出席する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
	骨髄移植休暇	教育相談支援員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行ひ、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合		
	結婚休暇（任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。）	教育相談支援員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚前5日から結婚後1年の期間内において連続する7日（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間（週休日等含む） 結婚の日とは、婚姻の届出をした場合のほか、事实上の婚姻關係に入った日又は結婚に伴い行われる結婚式、新婚旅行等の諸行事を行った日のうちいずれか早い日をいう。	有給
	出生サポート休暇（任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。）	教育相談支援員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（当該剖腹等が体外受精その他の教育委員会が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談支援員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間	有給
	産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である教育相談支援員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	教育相談支援員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した教育相談支援員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）	有給
	配偶者出産休暇（任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。）	教育相談支援員が妻（届出をしないが事实上の婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	教育委員会が定める期間内における2日（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない教育相談支援員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の時間	有給
	育児休暇（任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。）	生後満1年に達しない子を育てる教育相談支援員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の教育相談支援員にあっては、その子の当該教育相談支援員以外の親が当該教育相談支援員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第6	有給

	教育相談支援員に限る。)	7条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)																											
	育児参加休暇（任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。）	教育相談支援員の妻（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む）が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する教育相談支援員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間																										
	子の看護休暇（任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。）	中学校卒業までの子（配偶者の子を含む。）を養育する教育相談支援員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るためにその子に予防接種又は健康診断を受けさせることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年において5日（中学校卒業までの子が2人以上の場合は10日。（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間） 1日又は1時間ただし、残日数のすべてを使用する場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。																										
	短規介護休暇（任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。）	要介護者の介護、要介護者の通院等の付添、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手手続きの代行その他の要介護者必要な世話をを行う教育相談支援員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	一年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日。（その者の勤務時間を考慮し、教育委員会が定める時間）の範囲内の期間）																										
	忌引休暇（任用期間6箇月以上の教育相談支援員で週3日以上又は年121日以上の勤務を有する教育相談支援員に限る。）	教育相談支援員の親族（次表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、教育相談支援員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	有給																										
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align:left; padding-bottom: 2px;">親族</th> <th style="text-align:center; padding-bottom: 2px;">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding-top: 2px;">配偶者</td> <td style="text-align:center; padding-top: 2px;">10日</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">父母</td> <td style="text-align:center; padding-top: 2px;">7日</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">祖父母</td> <td style="text-align:center; padding-top: 2px;">3日（教育相談支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">孫</td> <td style="text-align:center; padding-top: 2px;">1日</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">兄弟姉妹</td> <td style="text-align:center; padding-top: 2px;">3日</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">おじ又はおば</td> <td style="text-align:center; padding-top: 2px;">1日（教育相談支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">父母の配偶者又は配偶者の父母</td> <td style="text-align:center; padding-top: 2px;">3日（教育相談支援員と生計を一にしていった場合にあっては、7日）</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">子の配偶者又は配偶者の子</td> <td style="text-align:center; padding-top: 2px;">1日（教育相談支援員と生計を一にしていった場合にあっては、5日）</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td style="text-align:center; padding-top: 2px;">1日（教育相談支援員と生計を一にしていった場合にあっては、5日）</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> <td style="text-align:center; padding-top: 2px;">1日（教育相談支援員と生計を一にしていった場合にあっては、3日）</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ</td> <td style="text-align:center; padding-top: 2px;">1日</td> </tr> <tr> <td style="padding-top: 2px;">若しくはおば</td> <td style="text-align:center; padding-top: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	親族	日数	配偶者	10日	父母	7日	祖父母	3日（教育相談支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	1日（教育相談支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教育相談支援員と生計を一にしていった場合にあっては、7日）	子の配偶者又は配偶者の子	1日（教育相談支援員と生計を一にしていった場合にあっては、5日）	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教育相談支援員と生計を一にしていった場合にあっては、5日）	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（教育相談支援員と生計を一にしていった場合にあっては、3日）	おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ	1日	若しくはおば		
親族	日数																												
配偶者	10日																												
父母	7日																												
祖父母	3日（教育相談支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）																												
孫	1日																												
兄弟姉妹	3日																												
おじ又はおば	1日（教育相談支援員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）																												
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（教育相談支援員と生計を一にしていった場合にあっては、7日）																												
子の配偶者又は配偶者の子	1日（教育相談支援員と生計を一にしていった場合にあっては、5日）																												
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（教育相談支援員と生計を一にしていった場合にあっては、5日）																												
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（教育相談支援員と生計を一にしていった場合にあっては、3日）																												
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ	1日																												
若しくはおば																													
	現住居の滅失等の休暇	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、教育相談支援員が勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 教育相談支援員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該教育相談支援員がその後旧作業等を行ひ、又は一時的に避難しているとき。 (2) 教育相談支援員及び当該教育相談支援員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該教育相談支援員以外にそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間（週休日等勤務を要しない日を含む日数）																										
	出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間																										
	退勤途上の危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、教育相談支援員が退勤途上における身体の危険を回避するために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合																											
	介護休暇	教育相談支援員が要介護者の介護をするため、一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、93日を超えない範囲で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合で次のいずれにも該当するものに限る。 (1) 1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている教育相談支援員が1年間の勤務日が121日以上であるもの (2) 当該指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までにそ	指定期間内において必要と認められる期間 1日又は1時間ただし、1時間は単位とする場合は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該休暇と要介護時間を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内																										

	の任用期間が満了すること及び教育相談支援員に引き続き採用されないことが明らかでないもの		
介護時間	教育相談支援員が要介護者を介護するため、一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係わる指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合で、1週間の勤務日が3日以上又は週以外の期間によって勤務日が定められている教育相談支援員で1年間の勤務日が121日以上であるもの	当該連續する3年の期間内において1日につき始業又は就業の時刻に連続した2時間（当該教育相談支援員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた額）を超えない範囲で必要と認められる時間	30分 ただし、1日を通じ、始業の時刻から連續し、又は終業の時刻まで連續した2時間（育児休業法に規定する部分休業により勤務しない時間がある日については当該連續した2時間から当該部分休業により勤務しない時間を減じた時間）の範囲内

備考

- 1 特別休暇の単位は、1日又は1時間とする。
- 2 1日を単位として使用する場合は、勤務計画表にある1日の勤務時間をもって1日とする。

別記様式第1号中「別記様式第1号 年間任用計画書（第3条関係）」を「様式第1号（第3条関係）」に改める。

別記様式第2号中「別記様式第2号 勤務計画表（第5条関係）」を「様式第2号（第5条関係）」に改める。

別記様式第3号中「別記様式第3号 営利企業等従事届（第15条関係）」を「様式第3号（第15条関係）」に改め、「任命権者」を削る。

別記様式第4号中「別記様式第4号 営利企業等離職届（第15条関係）」を「様式第4号（第15条関係）」に改め、「任命権者」を削る。

別記様式第5号中「別記様式第5号 出勤簿（第17条関係）」を「様式第5号（第17条関係）」に改める。

別記様式第6号中「別記様式第6号 日誌（第17条関係）」を「様式第6号（第17条関係）」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 9 号

おいらせ町学校栄養教員の服務の取扱いの特例に関する要綱を廃止する訓令について

おいらせ町学校栄養職員の服務取扱いの特例に関する要綱（平成18年おいらせ町教育委員会訓令第18号）を廃止する訓令を別紙のとおり定める。

令和5年3月23日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

おいらせ町に勤務する学校栄養職員の服務の取扱いについて、おいらせ町立小学校及び中学校の職員の服務等に関する規程（平成19年おいらせ町教育委員会訓令第2号）により行われていることから、廃止するため提案するものである。

おいらせ町学校栄養職員の服務取扱いの特例に関する要綱を廃止する訓令

おいらせ町学校栄養職員の服務取扱いの特例に関する要綱（平成18年おいらせ町教育委員会訓令第18号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

議案第 10 号

おいらせ町通学路安全推進協議会設置要綱の一部を改正する告示について

おいらせ町通学路安全推進協議会設置要綱（平成27年おいらせ町教育委員会告示第9号）の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

令和5年3月23日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

町内の通学路において、児童生徒がより安心して通学が行えるように安全対策を推進する当協議会に町内各中学校を構成員として加えるため提案するものである。

おいらせ町通学路安全推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

おいらせ町通学路安全推進協議会設置要綱（平成27年おいらせ町教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第7号を次のように改める。

(7) おいらせ町各小中学校

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 11 号

おいらせ町立小・中学校創立記念事業等補助金交付要綱等を廃止する告示について

おいらせ町小・中学校創立記念事業等補助金交付要綱（平成22年おいらせ町教育委員会告示第18号）等を廃止する告示を別紙のとおり定める。

令和5年3月23日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

教育関係補助金の交付に関する告示について、予算の執行に関する事項は地方公共団体の長の権限に属することから、教育委員会告示を廃止し、町長告示に改め、事務の適正化を図るため提案するものである。

おいらせ町小・中学校創立記念事業等補助金交付要綱等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) おいらせ町立小・中学校創立記念事業等補助金交付要綱（平成22年おいらせ町教育委員会告示第18号）
- (2) おいらせ町立学校修学旅行中止に伴うキャンセル料補助金交付要綱（令和2年おいらせ町教育委員会告示第16号）
- (3) おいらせ町就学援助費支給要綱（令和2年おいらせ町教育委員会告示第19号）
- (4) おいらせ町特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第6号）
- (5) おいらせ町特別支援教育就学奨励費の通学費支給に関する事務処理要領（令和3年おいらせ町教育委員会告示第7号）
- (6) おいらせ町学校教育推進協議会補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第4号）
- (7) おいらせ町スポーツ少年団交付金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第30号）
- (8) おいらせ町いちょうマラソン大会実行委員会補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第16号）
- (9) おいらせ町民駅伝大会実行委員会補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第22号）
- (10) おいらせ町スポーツ協会補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第15号）
- (11) 県民駅伝競走大会実行委員会補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第25号）
- (12) おいらせ町大会出場補助金交付要綱（令和4年おいらせ町教育委員会告示第9号）
- (13) おいらせ町連合PTA補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第12号）
- (14) おいらせ町文化協会補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第1号）
- (15) おいらせ町郷土芸能団体補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第10号）
- (16) おいらせ町将棋まちづくり実行委員会補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第26号）
- (17) 和太鼓フェスティバル実行委員会補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第17号）
- (18) 王将太鼓の会補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第43号）
- (19) おいらせ町郷土芸能会館改修事業費補助金交付要綱（令和元年おいらせ町教育委員会告示第18号）
- (20) おいらせ町子ども会育成連合会補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第14号）

- (21) おいらせ町連合婦人会補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第9号）
- (22) おいらせ町青年団補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第13号）
- (23) おいらせ町子ども教室実行委員会補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第25号）
- (24) おいらせ町婦人学級補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第26号）
- (25) おいらせ町社会教育関係研修会等派遣費補助金交付要綱（平成18年おいらせ町教育委員会告示第27号）
- (26) おいらせ町青少年育成町民会議補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第8号）
- (27) おいらせ町長寿社会づくりソフト事業費補助金交付要綱（平成28年おいらせ町教育委員会告示第13号）
- (28) おいらせ町生涯学習フェスティバル実行委員会補助金交付要綱（令和3年おいらせ町教育委員会告示第23号）

附 則

この告示は、令和5年3月31日から施行する。

議案第 12 号

行政財産の用途廃止について

おいらせ町教職員住宅管理条例の廃止に伴い、学務課が所管する行政財産について、その用途を廃止する。

令和5年3月23日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

おいらせ町教職員住宅管理条例が廃止されることに伴い、学務課が所管する行政財産について、その用途を廃止するため提案するものである。

財産の表示

種別	用途	所在地番	面積
土地	下田小学校校長住宅・一般住宅	おいらせ町中谷地15番地	519m ²
土地	木ノ下中学校一般住宅	おいらせ町上久保40番地	1, 846m ²
建物	下田小学校校長住宅	おいらせ町中谷地15番地	85.29m ²
建物	下田小学校一般住宅	おいらせ町中谷地15番地	49.57m ²
建物	木ノ下中学校一般住宅A	おいらせ町上久保40番地	49.57m ²
建物	木ノ下中学校一般住宅B	おいらせ町上久保40番地	49.57m ²
建物	木ノ下中学校一般住宅C	おいらせ町上久保40番地	49.57m ²
建物	木ノ下中学校一般住宅D	おいらせ町上久保40番地	49.57m ²
建物	木ノ下中学校校長住宅	おいらせ町上久保40番地	85.28m ²
建物	木ノ下中学校単身住宅	おいらせ町上久保40番地	34.99m ²

議案第 13 号

令和4年度おいらせ町スポーツ賞被表彰者の決定について

おいらせ町体育・スポーツに関する表彰規則第7条の規定により、下記のとおり被表彰者を決定する。

記

1 ス ポ ー ツ 賞 個人 1名

令和5年3月23日 提出

おいらせ町教育委員会
教育長 松林義一

提案理由

おいらせ町体育・スポーツに関する表彰規則第7条の規定により、令和4年度おいらせ町スポーツ賞被表彰者を決定するため提案するものである。

報告第 1 号

おいらせ町子ども読書活動推進計画について

子どもの読書活動の推進に関する法律及び青森県子ども読書活動推進計画に基づき、おいらせ町子ども読書推進計画を別冊のとおり策定したので報告する。

記

1 計画策定の趣旨

未来をつくる子どもたちが読書に親しみ、自主的に読書活動を行うには、社会全体で積極的に環境を整備する必要がある。社会情勢の変化や当町の子どもの読書環境の現状と課題を踏まえ、地域に根差した子どもの読書活動を計画的に推進していくため本計画を策定するものである。

2 計画の対象

本計画の対象である「子ども」とは、概ね0歳から18歳までとする。

3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

報告第 2 号

おいらせ町スポーツ推進計画について

スポーツ基本法及び青森県スポーツ推進計画に基づき、おいらせ町スポーツ推進計画を別冊のとおり定めたので報告する。

記

1 計画策定の趣旨

町の現状と課題及び、多様化する町民のスポーツに対するニーズを捉え、町民の誰もが生涯にわたって気軽にスポーツに取り組める環境づくりをするための施策をまとめたものである。

2 計画の性格と位置づけ

国・県の計画を踏まえながら、町総合計画に示したスポーツに関する施策を具体化するものとして位置づけるものである。

3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

報告第 3 号

令和5年度おいらせ町教育委員会会計年度任用職員の任用について

令和5年度においらせ町教育委員会において任用する会計年度任用職員を報告する。

1 フルタイム会計年度任用職員

配属先	職 種	氏 名
社会教育・体育課 阿光坊古墳館	学芸員	村井 啓美
社会教育・体育課	一般事務	大塚 瑠菜

2 パートタイム会計年度任用職員

配属先	職 種	氏 名
社会教育・体育課	一般事務	高原 由美子
学務課 下田小学校	特別支援教育支援員	坂井田 慶子
学務課 下田小学校	特別支援教育支援員	岡林 淳子
学務課 木内々小学校	特別支援教育支援員	小笠原 牧子
学務課 木内々小学校	特別支援教育支援員	高山 環奈
学務課 木内々小学校	特別支援教育支援員	堀川 静香
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	前川 幸枝
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	泉 美歌子
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	柏崎 美津子
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	赤石 香織
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	大柳 育代
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	岩見 牧子
学務課 木ノ下小学校	特別支援教育支援員	小林 早佳
学務課 百石小学校	特別支援教育支援員	馬場 泉
学務課 百石小学校	特別支援教育支援員	杉若 貴久
学務課 百石小学校	特別支援教育支援員	佐々木 桃子
学務課 甲洋小学校	特別支援教育支援員	望月 美紀
学務課 甲洋小学校	特別支援教育支援員	苦米地 郁子
学務課 下田中学校	特別支援教育支援員	福原 知子
学務課 木ノ下中学校	特別支援教育支援員	円子 智恵子
学務課 木ノ下中学校	特別支援教育支援員	向中野 仁
学務課 百石中学校	特別支援教育支援員	前嶋 かえで
学務課 百石中学校	特別支援教育支援員	水木 恵一
学務課 下田中学校	教育相談支援員	坂井田 裕子
学務課 木ノ下中学校	教育相談支援員	米内口 純子
学務課 百石中学校	教育相談支援員	三浦 智子
学務課指導室 みなくる館	教育相談員	柏崎 久美子
学務課指導室 みなくる館	教育相談員	田中 ひさ子
学務課指導室	I C T 支援員	加賀 多加史

3 任期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

報告第 4 号

令和 5 年第 1 回おいらせ町議会定例会報告について

先に行われた、令和 5 年第 1 回おいらせ町議会定例会の概要（教育委員会関係分）について報告する。

1 会期

令和 5 年 3 月 2 日（木）～8 日（水） 4 日間

2 一般質問事項

- 学務課
- 社会教育・体育課

- (1) 大山康晴 15 世名人誕生 100 年特別展示計画について
- (2) 町民プールの使用料について
- (3) 町民プールの利用について

3 提出議案（予算関係を除く）

- (1) おいらせ町民プール条例の一部を改正する条例について
 - (2) おいらせ町教職員住宅管理条例の廃止について
- ※ 総務課提案 教育委員会委員の任命につき同意を得ることについて

4 一般会計補正予算

- 学務課関係（歳出）

【単位：千円】

項	目	補正前	補正額	計
教育総務費	教育委員会費	744	△150	594
	事務局費	177,694	△12,318	165,376
小学校費	学校管理費	133,502	△1,459	132,043
	教育振興費	301,100	△15,715	285,295
中学校費	学校建設費	470,116	△42,569	427,547
	学校管理費	83,423	△7,670	75,753
保健体育費	教育振興費	9,946	1,160	11,106
	学校建設費	55,077	△35,382	190,459
保健体育費	学校給食運営費	285,789	△2,666	283,123
		1,246,391	68,139	1,314,530

（主なもの）

- ・ 中学校 3 校エアコン設置工事費（令和 5 年度繰越） 130,058 千円
- ・ 各種事業の支出見込額の精査による増額又は減額補正

● 社会教育・体育課関係（歳出）

【単位：千円】

項	目	補正前	補正額	計
社会教育費	社会教育総務費	77,397	△2,268	75,129
	公民館費	41,860	△88	41,772
	みなくる館費	2,600	0	2,600
	図書館費	11,293	△113	11,180
	大山将棋記念館費	2,625	0	2,625
	文化財保護費	16,773	△781	15,992
	埋蔵文化財発掘調査費	8,607	△281	8,326
保健体育費	保健体育総務費	34,108	△2,268	31,840
	体育施設費	72,212	△29,905	102,117
計		324,848	23,956	348,804

(主なもの)

- ・ 町民交流センター小ホール舞台照明改修工事費（令和5年度繰越） 19,334 千円
- ・ 町民交流センター小ホール巻取継帳設備改修工事費（令和5年度繰越） 7,480 千円
- ・ 各種事業の支出見込額の精査による増額又は減額補正

5 令和5年度一般会計当初予算

● 学務課関係（歳出）

【単位：千円】

項	目	本年度	前年度	比較
教育総務費	教育委員会費	734	724	10
	事務局費	175,434	186,267	△10,833
小学校費	学校管理費	121,730	96,724	25,006
	教育振興費	25,125	30,054	△4,929
	学校建設費	0	470,116	△470,116
中学校費	学校管理費	179,747	159,797	19,950
	教育振興費	13,328	9,946	3,382
	学校建設費	160,657	155,077	△4,420
保健体育費	学校給食運営費	272,095	265,071	7,024
		738,850	1,173,776	△434,926

(主なもの)

- ・ 特別支援教育支援員の配置（小・中学校 計 2 人）
- ・ 教育相談支援員の配置（中学校各 1 名 計 3 名）
- ・ 教育相談員の配置（2 名）
- ・ I C T 支援員の配置（1 名）
- ・ 外国語指導助手（A L T）の配置（3 名）
- ・ 小学校ネットワーク環境更新工事基本実施設計委託料（5 校分） 11,298 千円
- ・ 中学校ネットワーク環境更新工事基本実施設計委託料（3 校分） 6,779 千円
- ・ 木ノ下中学校講堂改築造成工事費 50,000 千円

● 社会教育・体育課関係（歳出）

【単位：千円】

項	目	本年度	前年度	比較
社会教育費	社会教育総務費	74,467	77,390	△2,923
	公民館費	35,287	40,351	△5,064
	みなくる館費	5,302	2,600	2,702
	図書館費	107	535	△428
	大山将棋記念館費	2,264	2,264	0
	文化財保護費	19,991	16,305	3,686
	埋蔵文化財発掘調査費	7,531	6,876	655
保健体育費	保健体育総務費	31,200	34,150	△2,950
	体育施設費	106,229	157,691	△51,462
計		352,797	305,535	47,262

(主なもの)

- ・ いちょう公園体育館外壁等改修工事実施工設計委託費 3,567 千円
- ・ いちょう公園テニスコート照明塔改修工事費 23,177 千円
- ・ 下田公園野球場安全設備設置工事費 3,352 千円

6 令和5年度奨学資金貸付事業特別会計当初予算

● 学務課（歳出）

【単位：千円】

項	目	本年度	前年度	比較
奨学資金貸付事業費	奨学資金貸付事業費	21,868	18,114	3,754

・ 奨学資金貸付金 18,720 千円

貸付予定者数 新規 19 名、継続 23 名、計 42 名

7 その他質問（答弁）事項等

※ 両課長口頭説明